

平成27年度事業計画

《基本方針》

腎臓移植に関する援助を行うとともに、臓器（臓器の移植に関する法律第5条に規定する臓器をいう。ただし、眼球を除く。以下、同じ。）移植に関する関係機関との連絡調整、臓器移植に関する知識の普及啓発等を行い、もって県民の健康の増進及び福祉の向上に寄与する。

《事業内容》

1 腎臓移植に関する支援及び助成

(1) 組織適合性検査費用の助成（1人 20,000円）

腎臓移植希望者の登録時の組織適合性検査費用の一部を助成する。

(2) 腎臓提供者の遺族への供花等の支出（1人 5,000円）

2 臓器移植に関する関係機関との連絡調整

(1) 院内体制整備

各医療機関内で、提供事例発生の際に院内コーディネーターが関係部署と円滑に連携が図れるよう、院内マニュアルの作成や医療機関内のマニュアル改訂やシミュレーションの開催、勉強会を行う。

(2) 臓器移植ワーキンググループ会議・法的脳死判定セミナーの開催

臓器移植ワーキンググループ会議（年3回）を開催し、定期的な意見交換により各医療機関での問題点等の共有及び連携を図る。また、脳死下臓器提供の増加が予測されており、法的脳死判定を適切に行うために法的脳死判定シミュレーションセミナー（年1回）を開催する。

(3) 腎臓提供時の適応判断シートの活用支援

ドナーの適応基準等を掲載した腎臓提供時の適応判断シートを活用することにより、ドナーとなりうる患者がいた場合、臓器提供に適応しているかどうかをスムーズに判断し、より多くの医療関係者が臓器提供の意思確認を行えるよう支援する。意思確認パンフレット（香川県からのお知らせ）や脳死パンフレットもあわせて活用しドナーや家族の意思が尊重されるようにする。

(4) 患者個票調査

各施設からドナーとなりうる患者の医学的データの収集を行い、今後の症例発生時に適切な対応ができるよう、臓器移植ワーキンググループ会議で事例検討を行う。

3 臓器移植に関する知識の普及啓発

(1) 臓器移植普及推進月間

臓器移植普及推進月間（10月）や健康福祉等に関するイベントを中心に、県広報誌やラジオ番組等広報媒体による広報や、臓器提供意思表示カード、パンフレット、ポスター、ステッカー等を配布する。

(2) 移植コーディネーターによる説明会等の実施

県民を対象に移植コーディネーターによる説明会等を実施する。また、県内の小学校、中学校、高校、看護学校の生徒、教員を対象とした出張講座を開催し、臓器移植に関する知識の普及啓発に努める。

(3) 香川県臓器移植ワーキンググループ会議参加施設以外の医療関係者を対象とした研修会の開催

香川県臓器移植ワーキンググループ会議参加施設以外の医療関係者を対象として、研修会等を開催するとともに、医療機関に対する啓発を継続して行う。

(4) 財団の機関紙の作成等

財団の機関誌の作成、賛助会員への配布、ホームページでの掲載を行う。

(5) 香川県運転免許センターで普及啓発

臓器移植に対する関心をもってもらえるよう、ポスター、パンフレット、意思表示説明用リーフレット等の掲出、設置を継続して行い、運転免許証の裏面の意思表示欄の記入促進に努める。